

# 医療受給者証など更新のお知らせ

老人保健の医療受給者証と国民健康保険高齢受給者証の負担割合(1割または3割)は、前年の所得と世帯状況により、毎年判定しています。本年度も8月1日から新しい負担割合の適用となります。

	老人保健の医療受給者証	国民健康保険高齢受給者証
対象者	平成7年9月30日以前に生まれた人と65歳以上で一定の障害のある人	国保加入者で昭和7年10月1日以降に生まれた70歳以上の人(老人保健以外)
患者負担割合	1割 3割(一定以上の所得者)	1ヶ月に窓口で支払った総額が自己負担限度額を超えた場合は高額療養費として給付を受けられます。 平成20年4月1日から国民健康保険高齢受給者の負担割合は1割から2割になります。
受給者証の交付	判定により負担割合に変更がある人には新しい受給者証を送付しました。 (変更がない人は、そのままお持ちの受給者証をご利用ください) 古い受給者証は使用できなくなります。同封の返信用封筒でご返送ください。	うぐいす色に変わりました。所得区分により「新しい受給者証」の送付を受けた人、「収入申請のお願い」の送付を受けた人に分かります。 ※収入申請が必要な方も、8月中の申請で8月1日から適用になりますので、早目に手続きをしてください。
限度額適用認定証・標準負担額減額認定証	市民税非課税世帯の人は申請により自己負担が軽減されます。入院の際には手続きをしてください。 また、7月31日が有効期限の認定証をお持ちの人も新たに手続きが必要です。 世帯全員が市民税非課税の人に限り、申請の案内を送付しますので、下記窓口にて手続きをしてください。	同一世帯の世帯主と国保加入者が市民税非課税の人に限り、申請の案内を送付しますので、下記窓口にて手続きをしてください。
申請・問合せ先 健康増進課国保年金係 ☎22-3922 市役所③番窓口「国保・年金・老人医療」		

国民健康保険加入者で70歳未満の方も入院の際には限度額適用認定証(国民健康保険税の滞納がない人のみ)、標準負担額減額認定証(市民税非課税世帯の人のみ)の交付申請をお願いします。

## ◎平成19年度 国民健康保険税の算出(例) 年間保険税(医療分)

家族構成	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	合計
世帯主(下田太郎): 前年給与所得200万円、固定資産税2万円					
妻(下田花子): 所得ナシ、固定資産ナシ					
父(下田市太郎): 前年営業所得66万円、固定資産税3万円					
子(下田一郎): 所得ナシ、固定資産ナシ					
所得割額	給与所得 基礎控除額 下田太郎 200万円 - 33万円 = 167万円 営業所得 基礎控除額 下田市太郎 66万円 - 33万円 = 33万円 合計(課税所得標準額) 200万円 課税所得標準額 所得割税率 200万円 × 8.15% = 163,000円	資産割税率 (大部分+市太郎固定資産税額) 資産割税率 (2万円 + 3万円) × 50.0% = 25,000円	均等割 加入世帯員数 均等割 4人 × 22,700円 = 90,800円	平等割 1世帯 × 26,700円 = 26,700円	305,500円 (百円未満切り捨て)

介護第2被保険者(40歳から64歳までの国民健康保険被保険者)がいる場合は、税率に従って計算し医療分との合計額が国民健康保険税額となります。

【問合せ先】 健康増進課 国保年金係 ☎22-3922

## 国民健康保険税

国保税はその年度にかかると予想される医療費から患者の一部負担金や国、県の補助金等を差し引いた費用をもとに決定されます。今年度の税率は以下のとおり、据置きです。  
保険税を滞納すると、病気になったとき自分が困るだけでなく、国民健康保険制度を支えることができなくなり、加入者全員が困ってしまいます。国民健康保険税は期限内に忘れずに納めてください。

### 平成19年度 国民健康保険税率

区分	課税対象	医療分税率	介護分税率( )
所得割	前年中の総所得から基礎控除33万円を差し引いた額	8.15%	1.40%
資産割	本年度の固定資産税額の内、土地及び家屋分の税額	50.00%	8.00%
均等割	国民健康保険加入者一人につき	22,700円	8,600円
平等割	1世帯につき	26,700円	4,500円
課税限度(上記4つの合計額の限度額)		53万円	9万円

は40歳以上65歳未満の方のみ対象

# 胃がん、子宮がん検診を行います

## 胃がん検診

受診を希望される方は、健康増進課健康づくり係までご連絡ください。(昨年受診された方とすでに検診申込みをされた方には8月中旬に受診券をお送りします)

対象者 35歳以上(平成20年4月1日現在)  
料金 1,000円(70歳以上または老人医療受給者証をお持ちの方は無料)

### ●胃がん検診日程【受付時間 午前6時30分～午前8時30分】

月 日	検診会場	月 日	検診会場	月 日	検診会場
9月3日(月)	須崎漁民会館	9月11日(火)	賀茂医師会館	9月21日(金)	稲生沢公民館
9月4日(火)	そりだ駐車場 外浦集会会場横	9月12日(水)	賀茂医師会館	9月22日(土)	蓮台寺公会堂
9月5日(水)	柿崎公民館	9月13日(木)	須原公民館	9月25日(火)	静岡トヨタ駐車場(吉佐美)
9月6日(木)	白浜神社駐車場	9月15日(土)	向陽院駐車場	9月26日(水)	水産技術研究所伊豆分場
9月7日(金)	市民文化会館		下田市役所	9月27日(木)	田牛区集会会場前
9月8日(土)		9月18日(火)	入田忠魂碑前	9月28日(金)	中(なか)公民館(西中)
9月9日(日)	9月19日(水)	橋本製麺駐車場	9月29日(土)	市民文化会館	
9月10日(月)	観音温泉駐車場(関電工横)	9月20日(木)	箕作三叉路		

(注) の会場では、検診車1台で行いそれ以外の会場は、検診車2台で行います。

## 子宮がん検診

申込制です。受診を希望される方は、健康増進課健康づくり係までご連絡ください。  
※検診結果は、健康増進課より郵送します。

対象者 20歳以上の偶数年齢の女性(平成20年4月1日現在)  
料金 1,700円(70歳以上または老人医療受給者証をお持ちの方は無料)

### ●実施医療機関一覧【実施期間 9月1日(土)～10月31日(水)】

医療機関名	受付時間	休診日	医療機関名	受付時間	休診日
小川クリニック(22)B210	午前9時～午前11時 午後1時～午後3時 9月20日、21日、29日は除く	火曜日 土曜日午後	笹本住子レディースクリニック(32)B088	午前9時～午前11時30分 午後1時30分～午後3時	水曜日 土曜日午後
白井医院(22)J221	【予約制】検診日の1週間前までに予約(休診日を除く下記時間内)してください 午前9時30分～午前11時 午後1時30分～午後4時	水曜日 土曜日	共立湊病院(62)J312	【実施日】月曜日～金曜日 定員 各6名 受付時間 午前8時30分～11時30分(時間厳守) 【予約制】(検診日の1週間前までに予約してください) 予約連絡先 健康増進課健康づくり係(22-2217)	

(注) 日曜日及び祝祭日はすべての医療機関が休診です。

【問合せ先】 健康増進課 健康づくり係 ☎22-2217

# 年金記録に関するお知らせ

年金記録照会専用のフリーダイヤルを開設しています

まずは、フリーダイヤルへお電話ください  
ねんきんあんしんダイヤル ☎0120-657830  
(24時間、土日・祝日も対応)  
お電話では、原則として、皆様の基礎年金番号や生年月日をお尋ねし、後日、回答票を郵送させていただきます。

郵送された回答票で加入履歴を確認  
お手元に届くまでに3～4週間いただく場合があります。  
回答票の内容に疑問がある場合は  
社会保険事務所などの窓口か、「ねんきんダイヤル」へ ☎0570051165  
(午前8時30分～午後10時、土日・祝日も対応)  
ご用意いただきたいもの  
ご自身の基礎年金番号(年金手帳に記載されています)  
に加え、職歴、過去の年金手帳などをお持ちの方は、その番号などのメモをお手元にご用意いただく、年金記録の確認

認が一層スムーズとなります。  
問合せ先  
三島社会保険事務所  
☎0559731166  
年金記録確認のために必要となる住民票などを無料で交付します

公的年金(国民年金、厚生年金)の加入記録の確認のために必要となる戸籍謄抄本や住民票を当分の間、無料で交付します。なお、無料で交付した証明書には、年金記録照会用として記載しますので、他の目的にはご使用になれません。  
無料交付する証明  
戸籍謄本・抄本、戸籍の附票、住民票の写し  
手続きの方法  
市民課窓口へ備え付けの戸籍謄抄本等の申請書に「年金記録確認」と記載してください。  
その他 従来の裁定請求者との均衡を考慮し、裁定請求に使用するものは今回の無料措置の対象としません。  
問合せ先 市民課市民係 ☎22215